

# 直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン（要旨）

## 1 ガイドラインの趣旨

直通階段が一つの建築物を対象に、在館者が直通階段を使用して避難することが困難になった場合における退避区画を使用した退避・避難行動等及びその留意事項並びに火災発生リスク及び被害軽減のための日常における施設や設備の維持管理について示した。

## 2 ガイドラインのポイント

### (1) 火災発生時の基本行動

火災発生時における初期消火、避難、通報に関する基本的な実施事項について記載した。大阪市北区ビル火災のように直通階段を使用できない場合における、避難上有効なバルコニーを使用した避難や直通階段から離れた位置にある居室等からの避難など、状況に応じた避難方法について示した。

### (2) 「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」の防火避難対策を講じた建築物における退避・避難行動（退避区画を使用した退避・避難行動）（別添1・2参照）

国土交通省が策定した「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」に基づく退避区画を使用した退避・避難方法について記載した。具体的には、階段室に煙が充満している場合や火災進展が極めて速い場合など、直通階段や避難上有効なバルコニーが使用できない際の最終手段として退避区画への誘導方法や退避区画内で実施すべき事項等について示した。

### (3) 火災発生リスク及び被害軽減のための対策

火災発生リスク及び被害軽減のための対策として、建物の関係者が日常的に実施すべき事項について記載した。具体的には、「堅穴部分の維持管理」、「退避区画の維持管理」、「階段、廊下、避難口その他避難上必要な施設の維持管理」、「防火対象物点検報告の実施」、「消防用設備等の点検報告の実施」及び「放火防止対策の徹底」について示した。

## 3 その他

避難行動ガイドラインの全文は、塩釜地区消防事務組合消防本部ホームページへ掲載しています。（<http://sioshou.jp/>）

### 【問い合わせ先】

塩釜消防署	予防調査係	022-361-1634
多賀城消防署	予防調査係	022-355-9759
松島消防署	予防調査係	022-353-6393
七ヶ浜消防署	予防調査係	022-354-1867
利府消防署	予防調査係	022-354-0774



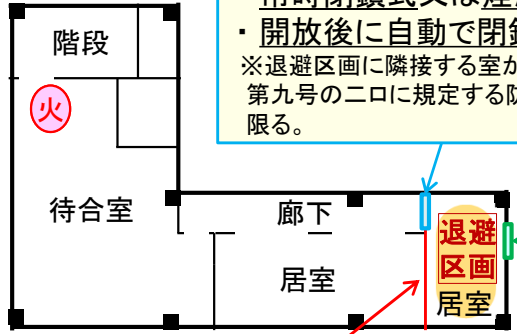
塩釜地区消防事務組合 HP

# 退避区画の概要及び退避区画を用いた退避・避難のイメージ

○直通階段が一つの建築物の安全性向上に向けては、原則、既存の直通階段から離れた位置に直通階段又は避難上有効なバルコニーを設置することが重要である。他方、これらの改修が現実的に困難な場合は、避難器具を用いた避難や消防隊による救助までの一時的な退避が可能なスペース(退避区画)を設置することが有効である。

## ■居室退避型 ⇒居室単位で区画

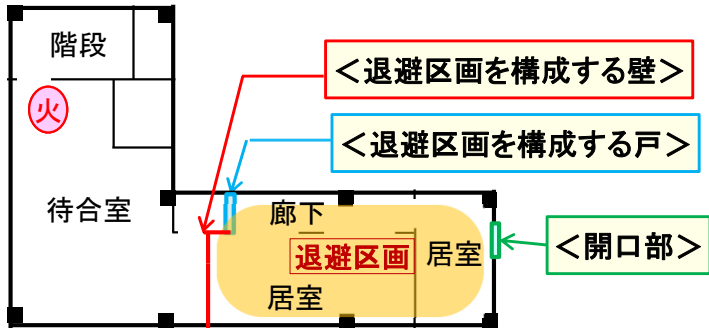
- <退避区画を構成する戸>**
- ・ 不燃材料で造り、又は覆われたもの/10分間防火設備
  - ・ 遮煙性能を有するもの
  - ・ 常時閉鎖式又は煙感知器連動の随時閉鎖式
  - ・ 開放後に自動で閉鎖するもの
- ※退避区画に隣接する室が火気使用室に該当する場合には、法第2条第九号の二に規定する防火設備(20分間の遮炎性能を有するもの)に限る。



- <開口部>**
- ・ 外部からの救助が可能で、人が乗り出せる大きさのもの
  - ・ 避難器具を設置

- <退避区画を構成する間仕切壁>** ※垂れ壁は不可
- ・ 準耐火構造であるもの又は石膏ボード等の不燃材料で造り、若しくは覆われたもの
  - ・ 間仕切壁を原則小屋裏又は天井裏まで達せしめること
  - ・ 区画貫通処理をしたもの

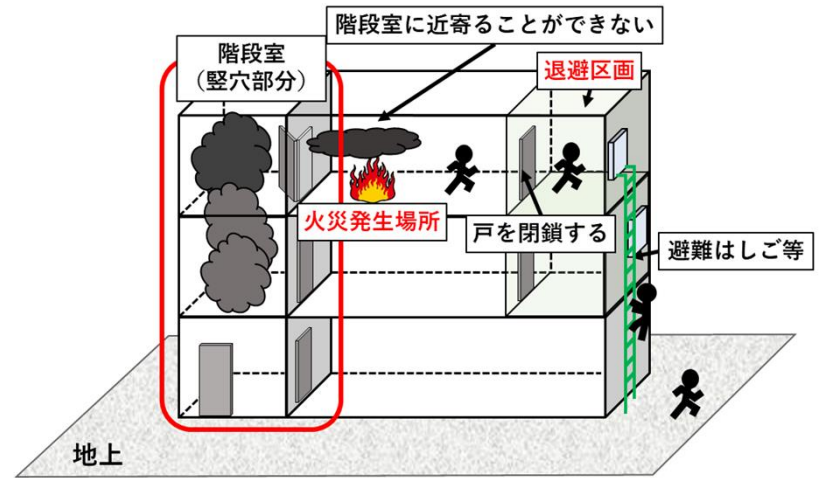
## ■水平避難型 ⇒廊下を一定間隔毎に区画



※壁、戸、開口部の要求性能・仕様は居室退避型と同様

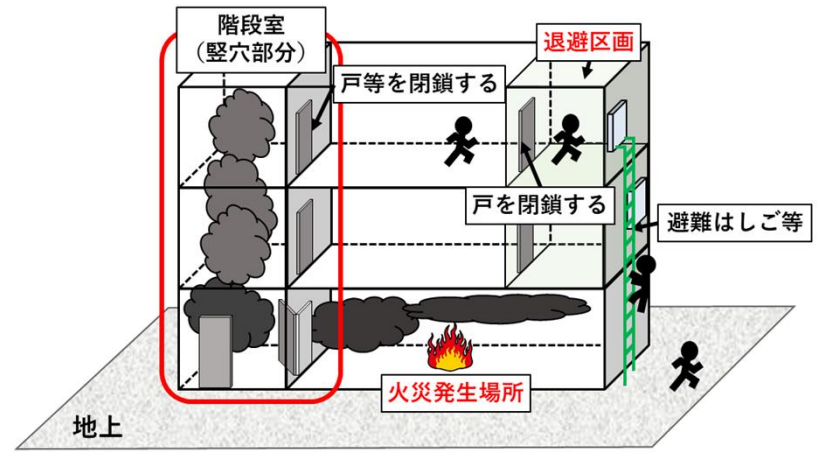
## ■退避区画を用いた退避・避難のイメージ

### <①出火階において退避を行う場合>



### <②出火階より上階において退避を行う場合>

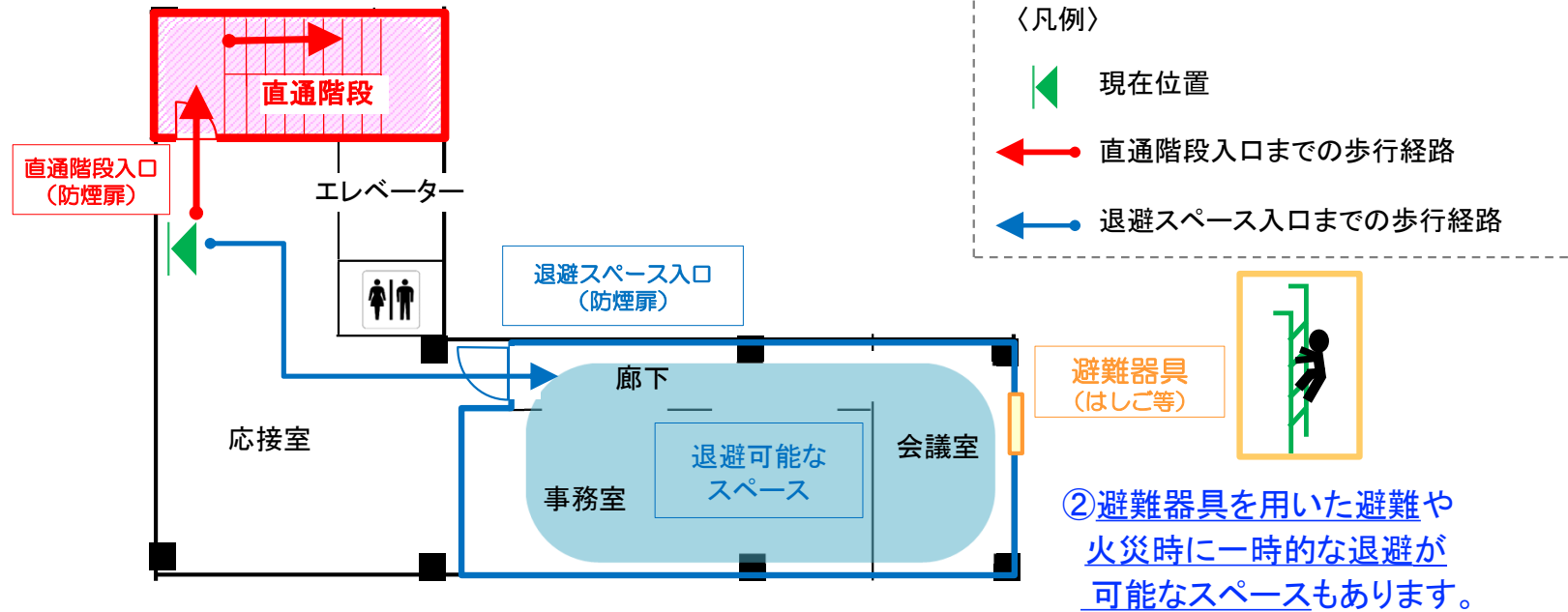
⇒煙の流入を防ぐため、可能な場合は階段室の戸等を閉鎖してから退避する。



# 退避区画に関する表示の例

## ○階 避難・退避経路図

①火災時には速やかに階段から避難しましょう。



表示日	令和〇年 〇月 〇日
表示確認者氏名	(例①: 建築士 〇〇 〇〇) (例②: 防火管理者 〇〇 〇〇)

※当該表示方法は、視覚障害者や外国人など各建築物の利用者特性を踏まえ工夫されたものとするのが望ましい。

※改修工事等により間仕切壁・防煙扉等の位置に変更が生じた場合にあっては、当該表示内容を更新すること。